１ 低炭素化のための建築物の新築等に係る構造等に関する図書（全ての建築物に必要）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 提出図書 | | 部数 | 明示すべき事項 |
| 認定申請書 | | 正・副 | 施行規則 別記様式第五 |
| 委任状 | | ２部 | 第三者に認定申請を委任する場合（任意様式） |
| 確認済証の写し | | ２部 |  |
| 確認申請書（第1面～6面）の写し | | ２部 | 確認済証と併せて返却されたもの |
| 法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す次のいずれかの書類 | | 原本・  写し  各１部 | 1. 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号。以下「住宅品質確保法」という。）第５条第１項の登録住宅性能評価機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号。以下「低炭素法」という。）第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類 2. 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号。以下「建築物省エネ法」という。）第１４条第１項の登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した低炭素法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類 3. 住宅品質確保法第６条第１項の設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成１３年国土交通省告示第１３４６号）別表１の断熱等性能等級の等級５以上及び一次エネルギー消費量等級の等級６に適合していることを示すものに限る。）の写し  * 当該書類において、以下の添付図書と同じ図書が添付されている場合は以下の添付図書を重複して添付する必要はありません。   「４ 法第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類を添付した場合」を参照してください。 |
| 添付図書 | 設計内容説明書 | ２部 | 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能が法第５４条第１項第１号に掲げる基準に適合するものであることの説明 |
| 付近見取図 | ２部 | 方位、道路及び目標となる地物 |
| 配置図 | ２部 | 縮尺及び方位 |
|  |  | 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別 |
|  |  | 空気調和設備等及び空気調和設備等以外の低炭素化に資する建築設備（以下「低炭素化設備」という。）の位置 |
|  |  | 建築物の緑化その他の建築物の低炭素化のための措置（以下「低炭素化措置」という。） |
| 仕様書（仕上げ表を含む） | ２部 | 部材の種別及び寸法、低炭素化設備の種別、低炭素化措置の内容 |
| 各階平面図 | ２部 | 縮尺及び方位、間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ、壁の位置及び種類、開口部の位置及び構造、低炭素化設備の位置、低炭素化措置 |
| 床面積求積図 | ２部 | 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 |
| 用途別床面積表 | ２部 | 用途別の床面積 |
| 立面図（２面以上） | ２部 | 縮尺、外壁及び開口部の位置、低炭素化設備の位置、低炭素化措置 |
| 断面図又は矩計図 | ２部 | 縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ並びに軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ及び構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造 |
| 各部詳細図 | ２部 | 縮尺、外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法 |
| 各種計算書 | ２部 | 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容（※１） |
| 低炭素化措置が法第５４条第１項第１号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準に適合することの確認に必要な書類 |  | 低炭素化措置の法第５４条第１項第１号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準への適合性審査に必要な事項 |

　※１　一次エネルギー消費量計算書。WEBプログラムによる場合は出力した計算結果。